

〔 令和8年5月29日
こども家庭庁長官決定 〕

こども家庭庁業務継続計画 (新型インフルエンザ等対策編)

令和8年5月29日

こども家庭庁

こども家庭庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）

（目次）

はじめに	1
計画の策定背景と位置付け	
第1章 被害想定等	2
1. 被害想定	
2. こども家庭庁業務継続計画との関係	
第2章 実施体制	4
1. 平常時の体制	
2. 発生時の体制	
第3章 発生時継続業務等.....	5
1. 業務継続の基本方針	
2. 業務仕分け	
3. 発生時継続業務（発生段階ごとの具体的な対応）	
第4章 人員・物資等の確保.....	9
1. 指揮命令システムの確保	
2. 発生時継続業務に当たる人員の確保	
3. 物資・サービスの確保	
4. 情報システムの維持	
第5章 感染対策の実施・徹底.....	11
1. 準備期	
2. 初動期・対応期	
3. 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種	
第6章 業務継続計画の実施.....	13
1. 業務継続計画の実施	
2. 状況に応じた対応	
3. 通常体制への復帰	
第7章 業務継続計画の維持・管理等.....	14
1. 関係機関との連携	
2. 教育・訓練	
3. 点検・改善	

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

政府の各部門では、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。このため、全ての国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、人事院、デジタル庁、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）、地方支分部局、施設等機関の各組織（以下「中央省庁」という。）は、令和6年9月27日に内閣官房内閣感染症危機管理統括庁が策定した「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していくこととされている。新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況を踏まえ、当庁がその機能を維持し必要な業務を継続するために講ずべき措置をあらかじめ定めるため、ガイドラインに沿って、「こども家庭庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」を策定することとした。

第1章 被害想定等

1. 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。

本計画は、上述の想定に基づき策定するが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり予測することは難しいことから、被害状況や流行の拡大状況に応じ柔軟に対応することとする。

2. こども家庭庁業務継続計画との関係

新型インフルエンザ等を対象とする業務継続計画は、当庁の機能の維持を目的とし、地震災害を対象としたものと共通する要素もあるものの、被害の態様、それに対する対応が異なるため、首都直下地震発生時における当庁の基本的考え方及び必要な対応等を記載している「こども家庭庁業務継続計画（首都直下地震編）」（令和5年4月1日こども家庭庁長官決定）とは別に本計画を策定する。

具体的には、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、相違点が多く見られる。そのため、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、業務継続を検討することが重要である（下記参考）。

(参考) 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性 (ガイドラインより抜粋)

項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○ 感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○ 建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○ 被害が国内全域、全世界的となる (自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実)。
被害の期間	○ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難。
災害発生と被害制御	○ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ○ 被害量は感染対策により左右される。

第2章 実施体制

1. 平常時の体制

平時には、ガイドラインにのっとり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、関係機関との連携を図る。当庁においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、こども家庭庁新型インフルエンザ等対策本部（以下「こども家庭庁対策本部」という。）を設置するとともに、こども家庭庁新型インフルエンザ等対策会議（以下「こども家庭庁対策会議」という。）を開催することとしている。これらを通じて、各部局が緊密に連携を図るとともに、経済・社会機能維持に関わる事業者との連携を図る。

なお、本計画に係る意思決定は、こども家庭庁対策本部において行う。

2. 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府において特措法第15条第1項の規定に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。

その際、あらかじめリスト化されている各府省庁等の有事専従者や感染症対応に係る業務に携わる各府省庁等の幹部職員を内閣官房感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）に招集することにより統括庁の体制が強化され、統括庁の管理の下で政府として一元的な対応が図られる。

当庁においては、統括庁と緊密な連携を図りつつ、内閣府特命担当大臣が別に定めるところによりこども家庭庁対策本部を設置して、発生時の体制に移行する。また、こども家庭庁長官が別に定めるところによりこども家庭庁対策会議を開催する。各部局においては、発生時の体制に移行したことを受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。加えて、ガイドラインにおいては、政府対策本部の設置に合わせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築することとされ、その際、各府省庁等は必要な応援職員の確保に努めることとされている。人員体制等を定める際には、統括庁への有事専従者を除いた形にするとともに、厚生労働省への応援職員を派遣する場合に留意する。

なお、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更する等、弾力的な運営を行う（詳細については次章参照）。

第3章 発生時継続業務等

1. 業務継続の基本方針

当庁においては、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (3) 多人数の参加を得て行う会議等の業務については、通信機器の活用を図る等代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務・テレワーク等感染リスクを低減させるための勤務体制の工夫を行う。
- (5) 新型インフルエンザ等様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (6) 新型インフルエンザ等は、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、当庁においては、濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区）から外出自粛等の協力を

求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

- (7) 新型インフルエンザ等発生時において、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワークを行う等、適切な業務継続方法について検討を行う。
- (8) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

2. 業務仕分け

発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について検討を行う。発生時継続業務の具体的範囲については、政府行動計画や対策ガイドラインに示されている各府省等の役割、業務の縮小又は中断が国民生活に与える影響の大きさ等を踏まえ、事前に検討し、明らかにしておくことが必要である。

(1) 発生時継続業務

【強化・拡充業務】

- ・ 政府行動計画や対策ガイドライン等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等が必要となる可能性もあり、それに関する業務も該当。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の混乱防止、指定（地方）公共機関及び登録事業者（特定接種の登録対象となっている事業者）や地方公共団体に対する支援などの業務も該当。
- ※ 強化・拡充業務に区分された業務であっても、新型インフルエンザ等対策の事態の進展等に応じ、縮小されるものがあることに留意すること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対応時においては、事業者等への支援策が多数実施されたことから、これらの業務量が増加する可能性があることに留意すること。

【一般継続業務】

- ・ 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も該当。

※ 発生時継続業務の範囲を検討する際には、以下の点に留意する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- ・ 上記の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において、各府省等で実際に業務の延期又は中止を行った事例を整理し、過去の取組事例を参照できる状態にすることが望ましいこと。
- ・ 発生時継続業務に位置付けられた業務の課室レベルの責任者（課室長等の業務継続計画の実施責任者）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要であること。
- ・ 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の課室レベルの責任者（課室長等の業務継続計画の実施責任者）は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力すること。
- ・ なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要であること。

（一般継続業務の工夫）

一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況での行政需要がありうる。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

（2）発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、当庁において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとし、その場合の縮小又は中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うことについて留意すること。

（3）感染リスクと業務継続の考え方

新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小又は中断する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、オンライン会議や電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。

（４）制度の弾力運用等の検討

国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を整理する。なお、各府省等により新型コロナウイルス感染症対策として行われた法令の弾力的運用等について、次なる感染症危機への参考とするため、整理が行われている（「新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等の概要について」資料２（令和６年７月２日内閣感染症危機管理統括庁）。

https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/covid_response_projects_summary.pdf)

3. 発生時継続業務（発生段階ごとの具体的な対応）

発生時継続業務を遂行する場合、感染対策を講じていても、何らかのリスクを伴うことが想定される。感染する危険を冒しても業務を続ける必要があるか否か、業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランスについて意思統一を図るとともに、必要に応じ、業務遂行上関係のある各府省等や関係機関とも調整する。

発生時継続業務に係る新型インフルエンザ等対策は、政府行動計画で示された発生段階（準備期、初動期、対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）、対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）、対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）、対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）の６段階）に応じ、以下のとおり実施する。

なお、庁内における感染対策の実施については、第５章において、別途定めることとする。

第4章 人員・物資等の確保

発生時継続業務については、新型インフルエンザ等発生時において業務に従事できる職員は極めて限定されることが想定されることから、第3章に掲げる発生時継続業務を実施・継続するために必要な人員・物資の確保等のため、新型インフルエンザ等発生時における対応を定めることとする。

1. 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者が感染した場合においても、迅速に対応し的確に業務を遂行する必要がある。こうした事態に備えるため、新型インフルエンザ等発生時の権限委任については、発生時継続業務について権限者による意思決定が不可能な場合、当該権限は、当該業務を所掌する者のうち、代行者をあらかじめ確保することとする。

また、幹部と代行者が同時に感染しないよう措置を講ずる。

なお、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、特に、こども家庭庁対策本部と密接に連携をとり、意思決定を行うこととする。

2. 発生時継続業務に当たる人員の確保

(1) 人員計画の策定

各部局において、発生時継続業務の遂行に必要となる人員を確保するための計画（以下「人員計画」という。）をあらかじめ策定する。

具体的には、まず、発生時継続業務の範囲決定後、それらの業務を遂行するために必要な人員を整理する。次に、発生時継続業務以外の業務についても、縮小又は中断するための手続きや広報が必要となり、代替策を講ずる必要がある場合もあると考えられ、これらに関わる業務と必要な人員を整理する。

人員計画の策定に当たっては、第1章1.にあるとおり職員の欠勤率を40%と想定し、家族の世話や看護等出勤困難となる可能性のある職員や、発生時継続業務の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有する等代替が困難な職員を具体的に把握した上で検討を進めることとし、強化・拡充の業務量が増加しても庁全体が機能するように策定する。

(2) 勤務形態の検討

人員計画策定に当たり、勤務時の感染機会を低減するため、必要に応じ在宅勤務を行うことを検討する。

この場合には、在宅での勤務内容について、令和6年3月に内閣官房内閣人事局・人事院が策定した「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」のもと、当庁におけるテレワーク実施要領に従い、対象となる業務や職員、在宅勤務の方法について検討を行い、あらかじめ決定す

る。

3. 物資・サービスの確保

庁舎管理や清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者における事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務継続に必要な物資について備蓄を進める。

4. 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。このため、業務継続のために必要とされる情報システムにトラブルが発生した際に対処ができるよう、関係者と必要な連携体制を整備する。

第5章 感染対策の実施・徹底

政府行動計画で示された、発生段階に応じ、新型インフルエンザ等の感染対策を以下のとおり実施する。

1. 準備期

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの職員が出勤困難又は不可能となるおそれがあることから、こうした事態に備え、人事院等とも連携し、感染症リスクを下げるためのテレワーク、時差出勤、運用上交代で勤務するなどの措置の発動要件、勤務管理、命令発出の在り方等について検討し、職員に周知する。
- 国立児童自立支援施設の庁舎管理を行う担当部門にあらかじめ初動期・対応期の庁舎における衛生管理体制について確認を行う。
- 庁舎内で必要最低限の業務実施体制をとることができるよう、マスク、消毒液等の備蓄を行う。

2. 初動期・対応期

- 職員においては、新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、感染対策に努める。
感染対策の例は以下のとおりである。
 - ・ 咳エチケット
 - ・ マスク着用
 - ・ 手洗い
 - ・ 換気
 - ・ 対人距離の保持
 - ・ 清掃・消毒
- 来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。
- 発症者等については以下の対応を基本とする。
 - ・ 庁舎内で職員が発症した場合、通常、職員本人又は家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各課において、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養又は宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認する度に指示を受ける。
 - ・ 職員本人だけではなく、同居者等の発症や職員の感染者についても把握す

ることが望ましい。

- ・ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があり、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ・ 特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

3. 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できる。また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できる。

このように、新型インフルエンザ発生時に混雑が予想される医療機関への受診の必要性を減じ、また、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できることから、副反応のリスクを理解させた上で、職員に対し、インフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

第6章 業務継続計画の実施

1. 業務継続計画の実施

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、こども家庭庁対策本部を設置し、発生時の体制に移行する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

2. 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、こども家庭庁対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

また、発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

3. 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制へ移行する。状況に応じた段階的な移行を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

1. 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある府省等、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

2. 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行うことが望ましい。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な个人防护策を講じる必要がある職員に対しては、綿密な教育・訓練を行うよう努める。

3. 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各部局においては、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。